

第20回 江戸川区廃棄物減量等推進審議会 議事録

開催日 平成18年4月18日(火)

会場 江戸川区民センター(グリーンパレス)2階 羽衣の間

議題 (1) 江戸川区におけるサーマルリサイクルの進め方について

(2) 審議会委員の改選について

(3) 報告事項

清掃主管課の組織改正について

Edogawa ごみダイエットプラン(一般廃棄物処理基本計画)について

PETボトル回収モデル事業について

清掃・リサイクルニュース「ごみダイエット」
第14号について

その他(全体を通しての質疑・意見交換等)

江戸川区廃棄物減量等推進審議会事務局
(江戸川区環境防災部清掃計画課)

【事務局（深津課長）】

開催に当たりまして、事務局の原環境防災部長よりあいさつをさせていただきます。

【事務局（原部長）】

年度初めのお忙しいときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。

平成12年度に都から区に移管を受けました清掃事業も丸6年が経過いたしました。今年度いよいよ完全移管の年ということでございます。この4月1日、土曜日でしたが、清掃事務所は土曜日も勤務でございますので、春の非常に暖かな日差しが注いだわけですが、そのもとで区長から、区民との信頼関係をさらに強固にしていこうという激励の言葉を受けまして、4月1日に3つの清掃事務所が改めて新しいスタートを切ったところでございます。今後、部を挙げまして、江戸川区の地域力、すなわち区民の皆さんが力を合わせて理想の地域社会をつくっていこうという、そういった共育・協働の風土を生かしまして、清掃事業の独自展開というものをこれから探求していきたいと思っております。

中でも、実は今日の新聞に載っていたかと思うのですが、20年度を目途にしましたサーマルリサイクルの実施というのは、実は23区総体としても、あるいは各区にとっても、各区の独自の展開と23区協調というバランスの中で、非常に大きな課題でもございます。そこで今年度、実は4区でモデル実施をいたしまして、19年度には全区で試行の実施をし、20年度に本格実施というスケジュールでやろうということが予定されてございます。この審議会でも何度かサーマルリサイクル等についてはご意見をいただいたわけですが、本日改めてその具体化に向けてご意見をいただければと思っております。今後この審議会のご意見を基本にいたしまして、区民の理解を得ながら、環境の時代にふさわしい清掃事業というものに取り組んでまいりたいと思っております。今日はこのサーマルリサイクルということを主題にしながら、若干の報告事項もございませうけれども、よろしく願いたいと思っております。

それでは、岡島会長、よろしく願います。

【岡島会長】

それでは、第20回の江戸川区廃棄物減量等推進審議会を開催したいと思います。

まず、議事に入りたいと思っております。今日は松田さんがちょっとおくられているのですが、松田さんに国の動向についてもお話をいただく予定でございませう。松田さんがいらしたところ合いを見計らって、松田さんのお話とこの審議事項をうまくつなげていきたいと思っております。

松田先生がおくられているということもありますので、報告事項から進めていきたいと思っております。報告事項1から5まであります。これは5つ全部説明してくれるということなので、お聞きください。

【事務局（深津課長）】

まず、資料の2をごらんいただきたいと思っております。「平成18年度の清掃事業に係る組織

体制」が書いてございます。向かって左側のほうに昨年度までの体制、それから右側のほうに本年度からの体制ということで記載しております。旧来は、私ども清掃関係のセクションは、清掃・リサイクル課と葛西清掃事務所に課長級の職員がおりまして、そこを軸としました清掃事務所、小松川と小岩につきましても地域清掃事務所という形で、そちらのほうを河野副参事が担当しながら進めるという形で事業を進めてまいりました。先ほど部長のほうからもごあいさつ申し上げましたとおり、今年4月からは東京都からの派遣職員の身分も区に切りかわりましたので、清掃事務所を係長級4級雇の職場といたしまして清掃事業課のもとに一本化し、それから清掃の計画的なものにつきましては清掃計画課という形の組織にさせていただきました。清掃計画課のほうの担当が私で、清掃事業課のほうは、昨年まで副参事をしておりました河野でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして2点目ですけれども、こちらは「Edogawa ごみダイエツプラン（一般廃棄物処理基本計画）」でございます。お手元のほうに製本いたしましたクリーム色の表紙の本冊子と、白い紙で25ページ立てのもので「Edogawa ごみダイエツプラン 概要版」という2つを置かせていただいております。クリーム色の製本されたほうにつきましては、前回の審議会でご指摘等いただいたところを直しながら製本化したものでございます。そして、それを一つのダイジェストといいましょうか、主なポイントのところを抜き出しました印刷物が概要版でございます。概要版のほうにつきましては、1ページでは「計画の概要」、4ページからは「実態分析」の部分、11ページから「構想・計画」という形で、将来像・基本計画、それから12ページに行きまして「減量目標」、平成12年度比で20%の削減。16ページに参りまして「基本計画」、23ページで「当面する重点課題とその対応」という主なポイントにつきまして概要として抽出させていただいた資料でございます。

それから3点目の資料になります。色紙で「ペットボトルの集積所回収 モデル事業をはじめます！」という表題になっています。こちらにつきましては、裏面をごらんいただきますと地図が載っております、こちらのほうが小岩地区のペットボトルの集積所回収事業を実施するところで、少し緑色が濃い、墨が入ったような網かけになっているところがありますが、こちらが巽親和会とか小岩二東町会と書いてあるところの区域が昨年8月からモデル的に実施をさせていただいたところ、小岩清掃事務所管内の水曜日に資源回収をしているところです。ほかの赤いところがこの4月から拡大した地域でございます。

集積所の数にいたしまして300カ所から1,660カ所と、1,360カ所ほど増えています。それから対象世帯数も4,200世帯から2万400世帯ということで、1万6,200世帯ほど増えている状況でございます。地域割りといましては、17年度のモデルは東小岩の二丁目、三丁目、四丁目区域でございましたが、その区域にこのたび東小岩五丁目、六丁目、北小岩の一丁目から八丁目の区域が加わったという形になっております。今月から始まり

ましたので2回ほど既に行われておりますが、明日が3回目ということになりますけれども、排出状況、それから区民の皆さんのご協力の度合い、当日現場を見た感じでは大分良好であるというふうにご報告申し上げられると思います。

参考資料の最後でございますが、江戸川区の「ごみダイエット第14号」ということで、今回は特集といたしましてはグリーンコンシューマーのお話ですとか、それから中をあけていただきまして、生ごみリサイクルということ、現実にエコセンターのほうでやっています、「生ごみ堆肥化実践クラブ」の活躍の様式ですとか、それから私もそのほうとエコセンターとで行ってございます、「ごみ減量・リサイクル出前講座」ですとか「生ごみリサイクル講習会」の様式、それから現実に集団回収をやっていただいている篠崎七丁目町会の紹介コーナー。それから、最後は「清掃事務所からのお知らせ」ということで、4月を境にしまして収集の方法を変えたものがございます。いわゆる資源回収の方法が変わりますということで、この4月からは最初に新聞・雑誌類・缶を回収して、その後に2回目の回収で段ボール・紙パック・瓶等を回収するという形にさせていただいてございます。それから4月になりますと収集時間が若干変わったりしますので、その辺のご案内もしております。この資料につきましてはご案内のとおり、各戸に回覧でお渡ししているところでございます。

資料につきましては以上でございます。

【岡島会長】

ありがとうございました。

そうすると、一番大きなダイエットプランについては後に回して、ほかの点、1、3、4、5あたりでご意見があったら伺っておいて、松田さんがいらしたら松田さんの話を聞いて、それからダイエットプランということにしたいと思います。1番はあまり質問はないと思います。3、4、5等について何かご意見ございますか。ペットボトルについておおむね良好に推移しているというご説明でしたけれども、この状況等についてご意見、ご質問ございますか。

これが区内全域に広がるのは何年ごろになるのですか。

【事務局（深津課長）】

20年4月には、確実に区内全域でやっていることになります。

【岡島会長】

現状ではうまくいっているというお話ですけど、トラブルというか、広げても皆さんのご協力はかなり得られているわけですか。

【事務局（深津課長）】

はい。この資源回収ですが、普通のびん・缶を入れますコンテナと、それからペットボトルを入れるネットとがあるわけですが、こちらの管理はそれぞれ集積所の管理と同じで、区民の皆さんにお願いしてございます。1月、2月、3月にかけてまして、小岩清掃事務所と各町会との打ち合わせを持たせていただきまして、ご理解ご協力を賜った上

でネットを配布してございますので、出していただけるのもほとんどきちんと出していただいていますし、集まる分量もかなりの分量が集まっているという状況で、先ほど申し上げたとおり、良好に推移していますと申し上げた次第でございます。

【岡島会長】

どうですか、キャップを取って中を洗ってとか、結構やってくれているのですか。

【事務局（深津課長）】

はい、そちらのほうもかなり守っていただいているようでございます。

【岡島会長】

若い独身の人とか外国の人とか、いろいろわかりにくい人もいるんじゃないかと思うのですが、その辺なんかどうですかね。

【事務局（深津課長）】

目立って汚くてそのままずっと残っているものが出るとかというのは全然ないというふうには申し上げられないとは思いますが、私どもがパトロールで見た限りでは特に見当たりませんでした。

【岡島会長】

はい、どうぞ、星野さん。

【星野委員】

この地域の店頭回収は、まだ継続なさっているのですね。その状況は、減ったとか変わらないということを教えていただければと思います。

【事務局（深津課長）】

すみません。まだ、そのところまでは数字をとっておりません。次の機会にはその辺のご報告ができると思っております。

【岡島会長】

ほか、いかがでしょう。

こちらのダイエツトニュースはどうですか。何かご意見ありますか。これは字が多くないですか。全部読むと疲れないかな。人の顔などがいっぱい載っているのはすごくいいと思います。漢字も多いですね。もう少しひらがなが多くないとこのように紙面の色が黒っぽくなります。漢語はなるべく避けたほうがいいですね。少しそういうところを直すといいですね。「有志で創設した」の「創設」とか「有志」は全部漢字で表記されています。「作った」などのやさしい言葉に置きかえると全体が白っぽくなります。新聞でよく感じますが夕刊のほうが朝刊より白いです。特に奥さんたちは白っぽい紙面でないと読みません。黒くなっていると、それだけでもう読む気がなくなりますからね。これはやっぱり、なるべくひらがなで表記したほうがいいですね。動詞をひらがなにしちゃうとわからなくなっちゃうかもしれないけど、なるべく和語というか、日本語の古くからの言葉に変えていく。動詞でも、ひらがなにしても間違えないものはひらがなにしてお、「作る」という言葉はひらがなにするといいですね。その他もろもろ含めてとにかく漢

字が多いから、これは見た瞬間に読みたくなる。佐藤正兵さんや伊藤国雄さんの写真が入っているのはいいですね。これは個人的な感想ですけど。

こういうものが出るということはいいいですね。みんな目に触れる機会があつて。何かお気づきになるところはありますか。せっかくおつくりになっているのだから、みんな、いいものをつくってもらったほうがいいと思うので。

(発言者なし)

それでは松田さんもいらっしゃらないから、こちらの黄色い本のほうを含めて全般的な討議を始めましょう。そして松田さんがいらしたら、区切りのいいところでいったん区切って、松田さんの話を聞いて継続するという形にしたいと思います。

全体を通しての質疑で結構です。メインはこの黄色い本、及びこれからの実行計画等についての注文などがありましたら、全く順不同で結構ですからおっしゃってください。

今回は、実行に当たっての注文みたいなものもいただいてよろしいわけですね。

おそらくこの黄色い本は、松田さんもしっかりと目を通されているので、日本全国のレベルから見ても遜色のないものだと思います。問題はこれを実行するかどうかということであつて、書くことまではだれでもできます。これを65万の区民が実行していくには果たしてどういうところを注意しないといけないか、皆さんのお立場から、実行するに当たってはこういう点に注意してほしいとか、ここにこう書かれているけれども、このことについてはこういうことを配慮して実行して行ってほしいとか、そういう注文などがありましたら、ぜひ今日お話しただければと思います。それから前回の審議会で注文した難しい表はやさしくしていただきましたね。皆さん、チェックしてみてください。

これが全部できたらすごいですね。20%減ですからね。江戸川区は大きいですよ。田舎の地方都市とか全部比較して見ると、65万というのは非常に大きな都市だから、大変インパクトがありますね。65万都市でこれが全部できるということは大変なことです。

感想でもいいですけど。だれも言わないのだったら、指していきますか。

では順番で、柳澤さんからどうですか。感想でもいいですよ。

(松田副会長 到着)

松田さんがいらっしゃいましたね。では松田さんのお話をお聞きした後にしましょうか。その間にすこし読んだりして、感想も考えておいてくださいね。全員当たりますので。

ご苦労様でした。今ちょうど報告等が一段落して質疑に入ろうかと言ったところで松田先生がお見えになったので。まず松田先生のお話を聞いて、先生のお話も含めて質疑に移りたいと思います。

では、松田先生の説明をお願いいたします。

【松田副会長】

それでは、私の用意した、松田美夜子と書いている資料をごらんいただきたいと思い

ます。私が事務局のほうからいただいたお時間は20分程度と言われているのですが、それでよろしいでしょうか。

それではファクスでお届けしたもののなので、ちょっと見にくいかもわかりません。事務局それから審議会の依頼に基づきまして、容器包装リサイクル法の改正ということで、現在閣議決定されて、まだ審議は始まっていませんが5月の連休明けに審議を開始して、改正法案が通ってくると、どのようなことになるのかをご説明させていただきたいと思えます。

用意した資料としては「容器包装リサイクル法の改正の論点整理」ということで、改正の趣旨及び背景、改正の概要、そして概要の中の1つが先行都市の事例として、政令指定都市の横浜市と北九州市を取り上げています。今容器包装リサイクル法に従ってシステムをつくり、成果を上げている都市でございますのでご報告させていただきたいと思えます。皆さんが既にご理解いただいているところは飛ばしていきながらお話しさせていただきます。

それでは、次をめぐってください。「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の概要」、要するに容器包装リサイクル法の改正案です。「改正の趣旨及び背景」ですけども、容器包装リサイクル法がスタートして10年が過ぎ、リサイクルのシステムとしては全国に広がったわけですが、やはり不十分な点というのも見えてまいりました。どこが不十分なのか、どこが良い点なのかということをおまえて私たちは検討を始めました。36回という非常に長い審議を経て、記録を見ましたが、16年の8月に私が、こういう内容で検討を始まっていますよということを江戸川区の審議会でご報告をしております。やはり、廃棄物の問題という中で、リサイクル率は上がりましたがごみは減らなかったということと、もう一つは循環型社会の形成というのに対して、発生抑制が効いていないという点が論点になりました。また論点のところですけども、1番の太字で書いていますが、循環基本法　これは循環型社会形成推進基本法というのを略して循環基本法というふうに言っているわけですが、3R推進の基本原則に沿った社会システムを構築すべきだ、つまり、この容器包装リサイクル法は、リサイクルは進んだが発生抑制は効いていなかったということに対する反省です。

次に、社会全体のコストの効率化ということで、この容器包装リサイクル法がスタートするときには、産業界と行政とが、リサイクル費のところを産業界が、そして回収のところを市町村がという振り分けをしました。しかし、全体のコストとしてはバランスを欠いていて、市町村のほうはこれを始めることにより、3,000億円の支出増、それから企業のほうは400億円ぐらいの支出の増、全体で3,400から3,500億円の支出増ということになっています。どういうことをしようかということ、市町村の中にもばらつきがあるわけですし、国民の意識の中にもばらつきがあるわけですし、もう一度原点に戻って、ごみの発生抑制をやっていこうということになりました。それで一番最後のところに表があると思えますので、この表を見ながらポイントを整理させていただきたいと思えます。

それでは、次にレジユメに沿ってお話をしますと、具体的に改正の概要ですけれども、1ページ抜けていましたね。後で2を追加させていただきます。

それでは、今お手元にある中でお話しさせていただきますと、3枚目の3ページと振ってあるのを見てください。ここでは何を言いたいかと言いますと、まずは排出抑制に向けた取り組みの促進ということがあります。この排出抑制に向けた取り組みの促進というところでは、話題になっていたレジ袋の有料制をどういうふうに進めていくのかということが一つの具体的な検討課題として挙げられてきました。法律の文章に書き込むということは法律の専門家からすると無理なので、スーパーマーケットのほうで法律的にこれくらい削減しますという目標を出して、その目標に対して達成できたかどうかの評価もみずからやっていく。このレベルまでレジ袋の費用を削減しなさいという基準を出していきますので、その基準の引き方によってはスーパーマーケットとしては達成目標を実現するためにはレジ袋の有料制を導入する以外の方策は考えられないというふうな戦略になっています。それは、政省令の中できめ細かく決まっていますが、今回の場合のレジ袋の排出抑制のところについてはそのように整理されました。法律の中でレジ袋をないようにするとは書き込めなかったのですけれども、強制的なレジ袋の削減策をスーパーマーケットに求めていくことによって実質的な有料制を担保しようというふうになったわけです。

そして次ですけれども、今お配りしたところの、「消費者の意識向上と事業者との連携を図るために」というところで、容器包装の排出の抑制について環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」というのを委嘱する。これは地元の消費者の方たちがスーパーマーケットをずっと定点観測を続けていきながら、そのスーパーマーケットのレジ袋の削減が実質的にどの程度実行されているかどうかということをチェックする機能が主な役割になると思います。レジ袋の削減のチェック要員というふうに考えればいいかなと思っています。もちろんこの中身については市町村で、行政の方とこの排出抑制推進員というのが一緒に活躍します。ただ、これまでのようなごみ減量推進員みたいな形とは、すこし違ったタイプのものになっていくと思います。

次に、容器包装を利用する人たちの中には、申請をごまかしている方たちがいたり、過少申告していたりして、商工会議所の人たちがチェックしてみると、同じ業種で同じ規模の会社なのに、1つのほうは正直に申請しているけども、1つのほうは形だけの申請しかしていないとか、いろんなことが見えてまいりました。それで、容器包装を使っている小売の方たちに対して、もっと厳しい勧告や取り立てをしていくということになりました。

次に、4番のところですが、これも「市町村分別収集計画の公表の義務付け」、これもかなり大きくなると思います。私たちは議論の中で、300億と400億というバランスの中で、市町村の分別収集の少なくとも選別・保管のところについてはメーカーさんや産業界が持つべきだという議論を、拡大生産責任ということでもかなり強力に市町村のほうか

ら言われてまいりました。けれども1つ弱点がありました。それは「産業界のほうはお金を出してもいいんだけど」という表現ぶりなのですけども、「それでは実際にあなたたちが出す値は産業界から見て納得のいく数値でしょうか。市町村のほうももっと回収費のコスト削減だとか、経済的効率だとかいうことを十分にやった上のお金であれば出せるけれども、経済的な自助努力をしないで、欲しいだけお金をくださいと言われてしまってもたまりませんから、きちんとした数値を出してくださいということ言われたのです。しかし、自治体のほうはそのようなデータを出すことができませんでした。これが非常に残念なことなのですが、産業界が納得するデータの取り方を今まで市町村がやってこなかったということにもなると思います。

そういうことで、今回は選別・保管のところのお金は出ませんが、この法律は5年たった後で見直すことになっています。5年間の間に市町村がこれだけ企業の方たちが容器包装を出すから、こんなにお金がかかっているというデータがきちんと出てくれば、さらに強い法律改正に向かっていけると思います。この市町村の分別収集計画の公表は今までもやられてはいましたが、公表するにはホームページに掲載するとか、報告義務にしても、例えば江戸川区のほうで国のほうに出したとしても、その評価について区民がかかわっているかどうかは、どこの市町村もやっていませんでしたので、これを公表の義務付けという中で、分別収集計画の中身についても精査して、統一的な基準を出していくということになりました。

結果として一番変わったことは何なのかということなのですが、3ページのところにあります「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」です。市町村がこの分別収集でお金がかかることはすでにわかっているわけです。ただ、企業のほうにすると品質がよくないというのはあります。そして量も担保されていない。そういうところにお金が出せるかという議論もわからないわけではない。結局どうなったかといいますと、再商品化にかかる費用の中で浮いた部分、それぞれの市町村が経済的な努力で浮かしていった品質がよくなって浮いた部分だとか、ごみの有料制などをすることによって発生抑制ができたので再商品化のリサイクル費用が浮いた部分について産業界が市町村にお金を出しましょうということになりました。現在のところ、大体100億円ぐらいは浮くのではないかと目算されています。100億円浮くには企業努力もあったのだから、2分の1は市町村に、2分の1は企業に、50億ずつに分けましょうというふうになりました。

それから施行日19年の4月1日になります。「その他の措置」というところには再商品化の義務を果たさない事業者に対する罰金が強化されたということだとか、自治体に対して「高いから中国に売っていいよ」みたいな形で売っている市町村に対してはそういうことはしてはいけないと勧告ができるようになります。今のところ、これには罰則はありません。市町村の自治という問題がありますので、そこまで踏み込むことはできませんでした。もし、この拠出金を希望するのであればという前提条件の中で、例えば容器包装リサイクル協会にペットボトルはきちんと入れます、そして区民を指導して良い

品質にすればお金は出しますよということになります。それをまとめたのがこの紙です。

そして、私の最後のプレゼンテーションになりますが、私たちは審議会の中で、ごみの有料制というものをきちんと担保していかなければ、容器包装リサイクル法に対する国民の意識も出てこないということを発言してまいりました。その中で、容器包装リサイクル法とごみの有料制はセットになっていないというのが霞ヶ関の判断になっています。つまり、容器包装リサイクル法は容器包装について決めたものだから、ごみの有料制というのは廃棄物処理法の中で議論しなければいけないのだというふうに整理されたので、この中にはごみの有料制については書いていません。

けれども、私たちも他の市町村の動きを見ていますと、ごみの減量政策に成功した町というのはごみの有料制をセットにしています。それは非常にうまいやり方になっていきますのでご紹介していきたいと思います。

まず、先行都市として横浜市の事例を申し上げます。横浜市はごみの有料制でごみを減らしたわけではありません。分別収集計画を容器包装リサイクル法に沿って行ったら、ごみが減ったという都市です。横浜市は政令指定都市で、360万の町です。去年から本格的なプラスチックの容器包装リサイクルの分別と、紙容器の分別、これは雑紙（ざつかみ）として集めるわけですけども、分別を行いました。都市部の人たちは、分別収集に協力しないから容器包装プラスチックの分別をしないという議論を横浜市はずっとやってきたし、おそらく東京都もそういう考え方で、いわゆる都市部の首長さんはそういう考えの方が多いと思います。けれども、横浜市事例を見ますと、去年の4月1日から全市一斉にプラスチックの分別収集を行いまして、これを容器包装リサイクル協会に入れるということにしましたら、なんと1年で可燃ごみの33%が減りました。横浜市としてはごみゼロ30、G30という取り組みを10年間かけて、平成22年度にごみが30%減ればいいねということでスタートした容器包装リサイクル法の紙の容器の分別と、プラスチックの容器の分別を、1年間で達成してしまいました。それは市民が行政に非常に協力して、行政も700回以上の説明会を行ったということも背景にあります。

30%減った結果どうなったかという、7つあった清掃工場の中の2つの清掃工場を休止することができました。そして予定していた工場の建て替えを中止することによって1,100億円が浮きました。また、清掃工場というのは300トン炉、400トン炉をつくっていくと、1年間のメンテナンス費用が1施設当たり15億円かかるのですが、2施設閉鎖したので年間30億円の管理費が浮きました。7つあった清掃工場が5つになっても、あらゆる緊急事態に十分に対応できると横浜市の市長さんはホームページで言っています。これはプラスチックと紙の分別です。

ただ、横浜市の場合はまだ、瓶と缶とペットボトルはミックス収集しておりますし、品質の面からいうと不十分なところがありますが、プラスチックと紙製容器包装をやった後で、横浜市民は次のステージではこれをきちんと分けていって品質を上げてくると思います。

続きまして北九州市です。実を言うと北九州市は横浜市よりも前にスタートしていたわけですが、何が魅力的かというところごみの有料制もセットで実施しています。ごみの有料制は可燃ごみと資源ごみをセットで行いました。北九州市の場合は今までペットボトルと缶と瓶を一緒にして1つの袋で出していました。それを全部ペットボトルと瓶と缶とを分ける形に入れまして、その他にプラスチックも紙もやりました。そして、ごみの有料制については東京都内の推奨ごみ袋の大きさを50円に設定しました。大を50円、中を30円、小を15円、資源ごみのほうも15円で設定しました。そして、北九州市は100万都市なのですが、経済効果がごみ袋の収入だけで年間27億円。そして、これだけ高いごみ袋、一袋50円にすると、自然と抑制効果が働くのでごみが2割減るとして18億円の清掃コストの節約になります。1年間に43億円の経済的効果をねらって、今度の10月からスタートしますというキャンペーンが行われています。

それで北九州市がなぜ50円という形で、全国でも高いごみの有料制を実施したかというところ、北九州市を囲む周りの都市は全部45円で、北九州市が15円でした。そのため、通勤で働きに来るまわりの都市の市民たちがみんな北九州市に持ってきて、ごみを全部置いていくので、それを減らしたいということで50円にしたそうです。しかし、議会で5円安くしてほしいと言われて、実質的には45円でスタートするそうです。

これを見ますと、東京都がこれからどのようにするのかは東京都民が決めることになります。都民はこれまでプラスチックを焼くか焼かないかというところの議論をしていました。埋立地に持って行かないという点では、プラスチックを焼くということはいいいことだと思います。埋めるよりはずっと良いです。けれども、横浜市などを見ると、清掃工場のコストを下げるといことだとか、工場から出るエネルギーを十分活用しているかというところでもない状況の中で、全部焼くという議論になりがちな東京都区の動きに対して、江戸川区はこの基本計画をどのように活用していくのかということはとても大事なことだと思います。そのためにはデータをきちんと解析して、江戸川区には清掃工場があるわけですから、戦略的にどう動いていくのかというのは非常に面白いし、横浜市ができたのに東京都区はできないという言い訳もおそらくできないと思います。

以上でございます。

【岡島会長】

それではご質問はありますか。それでは牧野さん、お願いいたします。

【牧野恵一委員】

再商品化に努力して浮いた金額の2分の1を分け合うというお話がありましたが、その想定額というのはどこがどうやって決めるのでしょうか。

【松田副会長】

国がこれから決めると思います。どこに線引きするかというのが今後の駆け引きになってまいりまして、なるべく高い金額で設定しなければ戻ってくるお金が少ないわけで

す。ただ、現在でも500億円ぐらいのお金は産業界が出しているわけですから、それよりも低いラインで引くことはないと思いますし、引かせてはならないと思っています。なるべく市町村にお金が返ってくるようにしたいと思っています。でも、それはプロジェクトチームが立ち上がって、やはり自分の思いよりも、公平感というものが大きな比重を占めますから、だれもが納得する形の線引きということになっていくと思います。まだ決まっていません。

【稲宮委員】

今のことと関連するんですけれども、今と同じ3ページの「資金を拠出する仕組み」というところです。再商品化の質の向上を図ると処理コストが低減されると書いてありますが、私などは前の事務局のご説明でも再商品化・リサイクルを高めていくとお金がかかるとしていました。その違いをご説明ください。また、この法律の中で、3つのRという発生抑制、再使用というところですが、意見具申の中には「発生抑制」という言葉が最後まであったのに、この改正案の段階では「排出抑制」という表現になっています。私たちから考えると、「発生抑制」というとメーカーさんが仕事をする最初の段階から発生を抑制するという上流という感じをもちますが、それが排出抑制となってしまうとどうしても消費者の責任だよというような印象があって、ここがすごく大事な部分ではないかなと思っています。その発生抑制と再使用という言葉が、最終的に抜けてしまった経緯をご説明いただければと思います。

【松田副会長】

まず最初のリサイクルをするとお金がかかるというところの、「お金がかかる」というところは、例えば今まで2種類で、瓶と缶を回収したところにペットボトルが増えて、それからプラスチック、紙が増えます。わかりやすく言うと、2台で済んでいたところに5台の車が動くようになる、だから分別をたくさんするとお金がかかるという表現になっています。品目を増やせばそれだけ人も増えるし、車も必要です。そのため、品目を増やせばお金がかかるということなんです。

それからこのところでは「再商品化の質の向上によって処理コストが低減される」という表現ですが、例えば2つの車しか動かさなくて、そしてその中に瓶も缶もペットボトルも1つの袋に入れて集めてしまえば、3台分の回収量を車1台で回収できるかもしれません。人々はそれをごみとしか考えなければトマトジュースの缶の残ったものも入ってくるかもしれない。そうすると、この残った液体によってペットボトルは汚れてしまいます。それを今度は回収した後に分けてしまうと、再商品化のところのお金がかかっていく。

だから、品質がよくなれば、分別の後のリサイクル費用を削減できる。今回の場合は、市町村がミックスで集めて、ごみとしか考えていない市民が多い町だと、回収したものを受け取った産業界の方たちがそれをきれいにして資源として使えるまでに非常にコストがかかる。そのコストを低減できてしまえば、全体のリサイクル費用を下げること

ができるということになるわけです。そして、2品目だった資源回収を5品目に増やせばお金がかかるというところも確かですが、どれくらいお金がかかるかというデータを市町村がはっきり明確に出せていないので、今後はきちんとデータを取っていきますというのが、稲宮さんの第一問の答えでいけると思います。

横浜市の場合は、そのような考えでお金がかかるからとと思っていましたが、結果として1,100億円の清掃工場の建設費を浮かしたということですから、回収品目を増やせばお金がかかるということも小さな視点の置き方で、トータルコストの視点が欠けていたのではないかとということが私は言いたいことです。

それから排出抑制と発生抑制の文言についてですが、これについては審議会の中であまり議論しておりません。基本的に廃棄物処理法や容器包装リサイクル法というのは、人々が分ける段階からスタートするわけで、発生抑制というのは産業界のほうで生産段階からつくるところも含んでいます。廃棄物処理法の中で言うと、排出した段階からごみは減らしていく形になるので、日本語の整理だと伺いました。だから、拡大生産者責任が弱くなったとかいう意味ではなくて、法律をきちんと伝えるための日本語の整理です。出すときだから排出抑制ということ。こちらからごみを出すときには発生しているわけではなくて排出しているわけだから、排出抑制ということになります。これを拡大生産者責任が甘くなったと私たちは考えていません。むしろこれからが本番で、データ収集をしていく中で、産業界としてコスト論議がもっと明白になっていけば、私たちは次の法改正では、もっと強い拡大生産者責任や発生者初期責任というものを問うていこうと思っております、この二、三年が勝負かなと思っております。

【岡島会長】

今、稲宮さんが持った疑問について同じように感じた人もたくさんいると思いますので、Q & Aなどで環境省や通産省からパンフレットを出したりして、そういう疑問に対して、排出という言葉はこういうことなのですよということを説明したほうがいいですね。言っておいてください。

やはり言葉を変えるときには議論して、それからそれを説明しないといけないですね。誤解すると、せっかく一生懸命つくった改正法がかご抜けみたいに言われてまいります。

それでは次に事務局のほうから、本題である資料1の実際のやり方について説明いただきます。それと今までのことも含めて皆さんからご意見をいただきたいと思っております。

それでは深津課長、資料1の説明のほうをお願いいたします。

【事務局（深津課長）】

それでは資料の1-1をごらんいただきたいと思っております。「江戸川区におけるサーマルリサイクルの進め方」となっておりますが、先ほど部長のほうからも申し上げましたけれども、23区のサーマルリサイクルの前提といたしましてペットボトルは資源回収を行います。それから、その他の容器包装プラについては各区の工夫で、まずマテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルに回すものを決めます。そこでなお使えないものにつ

いてはサーマルリサイクルに回しますというのが、17年10月に区長会のほうに答申した内容でございます。この資料についてはその前提条件という形で書かせていただいております。

その他の容器包装プラスチックを回収する上で、どこまで回収するのがかぎになるということを書かせていただきました。その場合の資源回収品目の確定に当たりまして、事務局のほうで考えられる視点として記載させていただいたのが下のほうにございます。(1)環境負荷の面、(2)区民のわかりやすさ、(3)処理ルートという形で、今日の議論を進める上での1つのポイントとなるということで、このレジュメはまとめました。

続きまして、23区のサーマルリサイクルの実施のスケジュールでございますけれども、これも本日の新聞等でも記事が出ておりました。18年度は4区でモデル収集を実施し、そのモデル収集を実施している区が搬入する清掃工場で実証確認を行います。その確認は、炉の耐用、排ガス、排水の値、熱エネルギーの量の変化等を確認いたします。実証確認したデータについては随時、23区の広報、及びホームページ等で公表していくという予定でございます。

19年度は、この4区のほかに、あとの19区全部でモデルの実施を行い、分量の多少は別といたしまして、その搬入は23区で持っております17の清掃工場に全部入ることになりますので、それぞれの工場で同じような実証確認を行います。それを受けた上で、20年度からは23区全域でサーマルリサイクルを本格実施していくというスケジュールでございます。

なお、品川区、大田区、杉並区、足立区の4区がいつごろからどの区域でというのは実施するかは調整中でございますので、区域割り等はもうしばらくした段階で確定できると聞いております。この資料1-2につきましては以上でございます。

次はA3判の両開きの資料1-3でございます。これは「環境負荷等を考慮した視点からの分析」となっております。実はこの資料は23区内のある区の今後のごみ処理と資源収集形態のあり方についてその区の15年度のごみ量をもとに算定したデータを、その区の審議会で検討したものをご提示させていただきました。

その意味で、(1)「環境負荷の考え方」ということで、ごみ処理のシミュレーションごとに収集運搬やごみの焼却などで発生する環境負荷のデータを積み上げ、炭酸ガスの排出量やエネルギー消費量等の視点で分析した考え方を記載させていただきました。その場合の4つの視点がありますが、1つ目は炭酸ガスの排出量、2つ目はエネルギー消費量、3つ目としまして埋立処分量、4つ目はいわゆる社会的コストでございます。

これはどういうシミュレーションでやったかということなのでございますが、その区での現行の方法というのが真ん中の表でございます。可燃ごみは焼却、ペットボトルは資源として拠点及び店頭で回収している状況です。それから容器包装プラスチックと容器包装以外のプラスチックについては、今のところ不燃ということで埋立処理をしています。これが20年度からの廃プラスチックの分別基準変更により、どういう形の分別収

集を行うか3つ考えました。これは案1から3まで共通でございますけれども、ペットボトルにつきましては集積所で回収をするという前提で考えてございます。案1では、ほかの廃プラスチックにつきましてはすべて焼却するというパターンでございます。その案1を横に見ていただくと、可燃ごみのところで焼却、ペットボトルは資源、それから容器包装プラスチック、容器包装以外のプラスチックは焼却となっております。

案の2は容器包装プラスチックは資源化する。それからその他の容器包装に入らないプラスチックにつきましては焼却という形になります。その欄を右のほうへ見ていただきますと、焼却、資源、資源、焼却となっております。

案の3は、廃プラスチックをすべて資源化するという形です。可燃ごみだけが焼却で、プラスチック類は資源として活用するというパターンです。15年度のごみ量からこういうシミュレーションにした場合に、どういう数値が出てくるのかをまとめたものでございます。お開きいただきまして、真ん中の両開きになったところでございます。まず炭酸ガスの排出量でございます。こちらのほうにつきましては、一番上が現行、2番目が案の1、3番目が案の2、一番下が案の3になります。これは全部同じでございますけれども、そういう形で炭酸ガスの排出量を計算いたしますと、例えば収集・運搬にかかる車の台数はごみ種の変更により、つまりプラスチックが可燃ごみに入りますので可燃ごみが増えまして不燃ごみが減るということになりますので、車の台数は減少します。案の2では資源回収車両やサーマルリサイクルのための輸送台数が増えてまいりますので少し増加をしてまいります。

一方、プラスチックを可燃ごみ化することで焼却時のCO₂の発生量は増加しますが、カロリーが高くなり発電量が増えます。ただし、東京電力がその分の電気を発電する際に発生するCO₂と相殺ができるという計算をいたします。また、容器包装プラスチックをコークス炉化学原料化することでCO₂の発生が抑えられますので、その分はマイナスになります。そうしたことをすべて換算した結果が、表のとおり数字となっております。年間でございますが、現行が10万3,050トン、案1で行うと13万1,719トンとなって27.8%の増となります。案2と案3ではコークス炉化学原料化をいたしますので、CO₂の発生が削減できますから、案の2では5万4,879トンで46.7%の減、同様に案の3はコークスのほうに回るプラスチックの量が増えますので4万3,764トン、57.5%の減というシミュレーションの数字でございます。

2点目のエネルギー消費量でございますけれども、こちらは収集・運搬・焼却・保管・埋立などそれぞれ清掃に係る各過程の中でエネルギーを消費しております。焼却時では焼却に使うエネルギーよりも焼却により発生する熱エネルギーが大きくなりますので、全部マイナスであるという考え方です。ですから現行でも、既にギガジュールの単位で申し上げましたが、何もしないでおいた状態から見れば10万5,497ギガジュールが、マイナスになっているということになります。

さらにペットボトルを回収しますと、その原料を石油から商品化するためのエネルギー

ーやペットボトルを再利用することに用いるエネルギーとの間に差が出てまいりますのでマイナスになります。その結果として、現在の何もしなかった状況から見れば10万5,497ギガジュールマイナスですが、案1になってペットボトルの回収量が増えてエネルギーの差が大きくなります。焼却のカロリーが高くなり、焼却により回収できるエネルギーが大きくなりますので、27万7,004ギガジュールということで、今より2.6倍ほどのマイナスが大きくなる。

それから案の2では焼却するプラスチックの量がまた減りますので、焼却時のエネルギーでのマイナスは少し小さくなります。ただし、コークス炉化学原料化することで高いエネルギーが得られること、それからこの分のプラスチックを製造することのエネルギー等との差からも大きなエネルギーのマイナスが見込めますので、72万3,028ギガジュール、6.85倍ほどのマイナスでございます。

それから案の3では、容器プラ以外のプラスチックもいたしますので、コークス炉の原料化するプラの量が増えますので、78万7,688ギガジュールということで7.46倍ほどになるという試算でございます。

それから右上に行っていただきまして埋立処分量でございます。そちらにございましており、現行の埋立量は5万9,791立米です。不燃物の埋立量がそのうちの4万4,087立米で、73%ほどを占めてございます。プラスチックをこの分別基準に変更すると、この4万4,087立米が1万7,503立米ほどになりまして、60%ほど減少いたします。そうしますと埋立量は当然のことながら大幅に減少してまいります。

可燃ごみの焼却灰につきましても、ごみ量の増により、若干増加をいたしますが、現行に比べて約40%の埋立量が減少することになります。

コークス炉に使うか燃やすかは別として、プラスチックが不燃から可燃に移ることで案の1、2、3の数字が微妙に違っているのはなぜだろうという疑問が出てきます。こちらのほうは残渣の埋立量で差が出ております。二次処理として燃やしたりはしないで、そのまま残渣が出たものは埋めているという前提でやっていますので、この数字の誤差が出ていと聞いております。

それから4番目のコストにつきましてはその区の現行のコストで、概算で117億円です。3つのパターンに変更することで、現行と比べまして可燃ごみの量が増加しますので収集経費は増大します。また焼却経費も増加いたします。また、ペットボトルの回収経費、プラスチックの回収経費も量の増加に伴いまして増えてまいります。しかし、不燃ごみの収集経費は、当然不燃ごみが減りますのでマイナスになります。輸送経費もマイナスになってまいります。特に不燃ごみは23区の場合、中央防波堤の1カ所しか処理するところがございませんので、そこへ持っていく輸送コストというのはかなり高くなっていますから、その辺の関係もあります。

その他のプラスチックの再商品化の経費が、それぞれのパターンで違いがあります。案1では114億円ということで約2%の減、案の2では131億円で約12%の増、それから

案の3では132億円で13%程度の増加が見込まれるという試算になっております。こちらの資料につきましては、このようなシミュレーションを考えたある区を参考までにお示しさせていただきました。

資料1 - 4はプラスチックのリサイクルの流れ図になります。マテリアルリサイクルの場合は、選別しまして粉碎してフレーク、ペレット化した上で商品化という流れになります。ケミカルリサイクルで今行われているものを申し上げますと、コークス炉化学原料化するもの、高炉還元剤化として使うもの、油化するもの、ガス化するものという4つになります。ご訂正いただきたい箇所が一点ございます。ケミカルリサイクルの2番目の高炉還元剤の塩ビ選別のところの後に、高炉で鉄鉱石を燃やして、その後に塩酸を回収して利用というのと、鉄は鉄骨、車のボディの原料に、それから廃熱は発電に活用という3項目に分かれています。塩酸を回収して製鉄所で利用というところは、塩ビ選別のところから矢印がいく予定でございました。誤植がありましたのでお直しをいただきたいと思います。

油化につきましては、そのような流れで進んでいるという状況でございます。なお参考までに申し上げますと、2つを100とした場合、マテリアルリサイクルが使われている比率は18%、ケミカルのほうが82%になっています。さらにケミカルリサイクルのうち、コークス炉化学原料化が44%、高炉還元剤化が19%、油化は2%、ガス化が17%、以上で100%になっていることを聞いております。そちらの資料につきましては以上でございます。

資料の1 - 5につきましては昨年の審議会でも配付させていただいたもので、集積所から回収する容器包装プラスチックの区分けを示した参考資料です。おおむねこのような方向でご提示申し上げた資料を再度、配付させていただきました。

それから資料1 - 6の清掃工場の大気汚染防止策についてということで、今23区の清掃一部事務組合で行っています大気汚染防止対策についての図を参考にお配りをさせていただきました。ご覧の通り、現在は1番の燃焼管理から始まりまして、ばいじん対策、ダイオキシン対策という形で行っています。ご理解の一助にいただければと思います。

雑ぱくですが、以上でございます。

【岡島会長】

はい、ありがとうございました。「塩ビ選別」からこっちに来るとするのは、塩ビ選別の四角から直接「塩酸を」というところに来るわけですか。

【事務局（深津課長）】

そうです、「高炉」のところに行かないわけです。

【岡島会長】

今の線を取るのですか。

【事務局（深津課長）】

そのところだけです。

【岡島会長】

今まで松田先生のお話と、これから江戸川区でいろいろやっていこうというところの説明がありました。直接いろいろお話を伺って、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

ところで松田先生、この案1、案2、案3とありますよね。これは一番いいのは案3ということなのですか、そうとは限らないのですか。

【松田副会長】

今の法律では案2で十分です。でも、案2で始めても制度が整ってくると、案3まで行く可能性はありますが、今は案2で十分です。この資料を見て、さすがに東京都は研究しているなと思いました。

【岡島会長】

それを踏まえてお願いいたします、星野さん。

【星野委員】

資料1 - 3についてですが、聞き取れなかったので何点か確認させてください。案2、案3のいわゆる容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチックの資源化というのは、やはり集積所で回収するという前提でやられるわけですよ。そうすると、案3の場合で「残渣」という表現をされていたのですが、いわゆる資源化に適さないプラスチックは埋立量が10立米ぐらい増えているので埋め立てるのですか。それとも焼却するのですか。

【事務局（深津課長）】

このシミュレーションでは埋め立てる方向です。ただ、もちろん燃やすという方向もありますので、実施する段階でまた違うシミュレーションを考えたいと思います。この資料ではそこまで細かく決めていないと聞いています。

【星野委員】

当然のことながら、先ほどのコストのに関して言えば、松田先生に横浜市の例などを挙げていただきましたけど、東京23区の場合だと一組の絡みで、いわゆる清掃工場の建設コストは除外されているわけですね。

【岡島会長】

については、ただの「コスト」と書かないで「直接処理コスト」などの表現にしたほうがいいですね。コストと言うと、松田さんが先ほど説明したトータルコストと間違えてしまいます。それで、全体コストとするとプラスになるということですね。これは江戸川区が作成したものではありませんがね。

【星野委員】

非常に興味深い資料なので読み込ませていただいて、また質問させていただきます。

【岡島会長】

ほかにかがでしよう。ご意見でもいいんですよ。これはこうしてほしいとか、こう
いうことはどうだろうかということで結構です。

このプラのマークはどんなマークが付いているの。

(プラマークを確認)

これですか。これが書いてあるものはわかりにくいものでも、プラスチックに分別す
るというわけですね。

「プラ」マークが付いたものでも小さく分別が困難なものは除くことも考えられます
ね。これを全部徹底させるのは結構大変ですね。

【松田副会長】

資料1 - 5の集積所から回収する「容器包装プラスチック」と集積所から回収しない
「容器包装プラスチック」のところで、集積所から回収しないほうにレジ袋、ポリ
袋、ラップ類と書いてありますよね。私はこの資料を去年霞ヶ関に持って行って、江戸
川区はすごく頑張っていると宣伝したものです。レジ袋、ポリ袋は容器包装プラスチ
ックの中でもすごく大きなものなので、これを回収しないほうに入れるというのはやめた
ほうがいいと思います。書いている記述とこの絵に矛盾があるでしょう。

ふた類もほとんどの市町村はプラスチックの分別に入れていきますから、むしろここ
では汚れたもの、汚れが取りにくいものという形の分類になっていくと思います。レジ袋
を焼いてしまったらほんとうにもったいないですからね。

【岡島会長】

これも修正してください。

ほかにかがでしよう。柳澤さん、どうぞ。

【柳澤委員】

炭酸ガス排出量が案1の場合現行より増えているにもかかわらず、エネルギー消費量
は現行よりもマイナスになっているところがよくわからないので、もう一度教えてくだ
さい。

【事務局（深津課長）】

このシミュレーションの中ではエネルギー消費量はごみの収集、焼却、埋立、それか
ら例えば不燃ごみを排出するまでに途中で中継地点に持ち込むにしてもエネルギーは使
います。つまり、ごみを処理していく過程でどれくらいのエネルギーが必要かが出てき
ます。例えば、収集車が走ることによって幾つという数字が出てくるわけでございます。

ところが今はごみの焼却でできた電気を売電してございます。この売電の分が必然的
にマイナスになってきます。それからペットボトルも今、ある程度店頭回収等をしてマ
テリアルリサイクルしているわけですから、これをしない場合と原料からもう一度プラ
スチックをつくる場合の数値の差が出てきます。つまり、何もしない状況よりも売電を
したり、ペットボトルのマテリアルリサイクルをやっているだけで、マイナスが出てく
る仕組みでございます。

よろしいでしょうか。ですから、何もしていない状況と現在行っている状況の数値の差ということでお考えいただければと思います。

【岡島会長】

だから、使っているエネルギーに対して生み出すエネルギーが出てくるから、相殺されてマイナスになってしまうということですね。

【柳澤委員】

私が言ったのは、案1の場合でも現行よりも炭酸ガスは減るのではないかなと思ったのですが、増えているのでそこがよくわかりません。

【岡島会長】

埋め立てるかわりに焼却するから、その分炭酸ガスが出る。最初の1ページ目のところで、現行は埋立ですね。埋め立てているから二酸化炭素は出ないけど、燃やせばその分だけ炭酸ガスが出るということですね。

【事務局（深津課長）】

排出ガスのほうが案1では増えて、エネルギーはマイナスになっているところですが、排出ガスはプラスチックを燃やすことによって若干はプラスになります。ただ、プラスチックを燃やすことによって今度は逆にカロリーが高くなります。ここの焼却におけるマイナス数値というのが現行よりも7割～8割方大きくなりますので、案1ではエネルギー量のマイナス数値が大きくなるということでございます。

【岡島会長】

案1のところはエネルギー的には得するけど、二酸化炭素は増えてしまうというところですね。

ほかにはいかがでしょう。それでは星野さん、どうぞ。

【星野委員】

江戸川区ではすべて資源化という選択をとった場合に、コストの話になりますが、案2と案3の差が1億円で済むのですか。

【事務局（深津課長）】

このシミュレーションでいきますと大きくは狂わないと思いますが、おおむねごみ量からいけばこのぐらいのコストになると認識しております。

【星野委員】

あと、感想になってしまいますが、選択肢としてはペットボトルの集積所回収は決定しているわけですね。その後に容器包装プラスチックとその他のプラスチックを回収するときにコストの差、炭酸ガスの排出量、エネルギーの消費量などの状況を見た場合、先ほど松田先生もおっしゃいましたけど、排出する一般区民の立場から言っても、やはり案3に近いものを選択されるべきではないかなというのが私の感想です。

【岡島会長】

他はいかがでしょう。それでは稲宮さん、どうぞ。

【稲宮委員】

今、議会のほうに、廃プラスチックの焼却の見直しを求める陳情が2本出されています。23区の中で16区に今現在出ているということで、おそらく6月の議会でも出てくるのではないかと考えています。23区の区長会が決定をしたということなのですが、私もこの審議会でサーマルリサイクルについては不安があるという意見を申し上げました。例えば23区それぞれの議会で見直そうというようなことになったときには、どうなるのでしょうか。

このことは区民の生活にすごく密着していることですね。そうした中で方向転換ということで、大気汚染という健康問題にまで発展してきたらどうしようという不安がものすごくあります。今現在、こういう資料は出ていますが、安全性について本当に大丈夫なのかという不安がまだぬぐえていません。ただ、自治体の財政にも関係してくることで、江戸川区がマテリアルリサイクルやケミカルリサイクルをするというのはすごくいいことだと思います。先ほど松田先生がおっしゃった横浜市のようになれば本当にいいと思っています。しかし、区民の健康に直結するとか、自治体の財政に直結することを23区として決定してしまっているのでしょうか。本当は江戸川区民が賛成とか反対とか言って決めてもらいたいという思いがあります。今の話ですと、もう進みますよということなのですが、今議会に陳情も出ているところですから、ぜひそういう区民の声にも耳を傾けていただきたいと思います。

【岡島会長】

廃プラスチックの話とは違ってきて、議会で否決されたら区長はできないでしょう。議会で議決されたら区長会の申し合わせどおりになります。だからそれに対して、陳情が2本出ているということですが、これが2本ではなくてもっとたくさん出てきて、稲宮さんと同じ意見の人がもっと増えて、議会でもやはりサーマルリサイクルは駄目だとなったら、これはできませんよ。だけど議会や陳情とかそういう声が増えなければ、これでいいということですかね。心配だと言う人がいたり、いや大丈夫だと言う人がいたり、それは相対関係になりますからね。それは稲宮さんと同じ意見の方が区民にいっぱい出てくれば、区長もそういうわけにいかない。うちの区はサーマルリサイクルに乗れませんよと言い出すでしょう。それはそちらに任せないと。そのことは審議会での話ではないわけで。ですから、そういう意見の方が多くなれば当然、区民から選ばれている議員の方々もその声にも耳を傾けて、議会でノーという声が多くなるでしょう。そうしたら区長会はサーマルリサイクルをしませんよ。そういう状況だと思いますよ。

【田口委員】

プラスチックを燃やすと有害だという話だと思いますが、逐次検査をして、それを公表するというのであれば、ある程度安心できるかなと思います。その他に僕が気にしているのは、塩化ビニールの部分です。これを燃やすといろいろな有害物質が出てくると考えられますので、例えば区民の方に塩化ビニールの表示をわかりやすくしてもらおう

ことが必要なと思います。例えば、塩化ビニールが入っていますよというのであれば、そのものにわかりやすいマークを付けてもらう。例えばペットボトルは何でできているという、卵パック、ギフトセットのシートなどでできています。そのようなプラスチックもリサイクルできるというわかりやすいマークをもう少し大きくすれば、区民の方にさらにわかりやすくなると思います。

それとコストの問題ですが、容器包装リサイクル法のルートで実施しますと、ペットボトルについては無料で持って行くかたちになります。今では多少なりともお金を出して買っていつてくれるというルートもあります。そういうことをもう少し区民の方にわかりやすく、また収集しやすく方法を検討したほうがいいのではないかなと思います。

【岡島会長】

稲宮さんのご心配は、みんな持っていると思います。それから田口さんのお話のように塩化ビニールの部分を混ぜてしまうという心配もあるわけですね。みんなが何もわからないうちにどんどん話が進んでしまうというのは困ります。それはこの審議会でもそういう前提をきちんとやってほしいという意見は言っておかないといけません。そうしないと困るといようなことはね。この審議会の意見は区民を代表した意見になるわけなので、その辺の心配は明確に言っておかないといけないと思います。

松田先生、今の二人のご意見についていかがですか。

【松田副会長】

やはり、塩化ビニールはまだ危険だと思っていらっしゃいますね。どんどん燃やしていいというわけではないですが、今の廃プラスチックには食塩を含んでいるものもあり、清掃工場で燃やすと有毒ガスを出す原因は塩化ビニールだけではないというのは、今当たり前のことになっています。それから、稲宮さんの廃プラスチックを燃やすのは心配だという話ですが、では廃プラスチックを絶対焼かなくていいとは思っていないでしょ。やはり焼かないでと言っても、現実として埋立地がどんどんいっぱいになってきています。日本で今のような無駄な埋立をやっているところは東京都23区だけです。それをやると23区が廃プラスチックを焼却するという方向にもってきたのは、私は政策的にはいいと思っています。そのときに、全部焼いてしまうとなったときに危険だということを言っているわけです。特に清掃工場についてはみんなの関心が強いので、行政がダイオキシンなどについても時々刻々と報告する仕組みをつくり、私たちはそれを監視していかなければいけないと思います。心配だから燃やさないということを言っている限りは、今の状態を改善できません。税金の効率的な使い方という議論をすると、現実的にはやはり制限した中で東京都は廃プラスチックを焼くという選択をせざるを得ないと思っています。

そして区民の不安な気持ちをやわらげるためにも、横浜市が700回に及ぶ説明会を実施したように、丁寧に説明していくということが大事だと思います。説明不足だとおそらく協力してくれません。360万都市でやれているのですから、66万都市の江戸川区でもで

きていると思っています。トップランナーの江戸川だからこそ、いろいろな仕組みをつくっていく上で何が心配かということを審議会としてははっきりと行政に意見を言わないといけないですよ。

【岡島会長】

田口さん、どうぞ。

【田口委員】

今の清掃工場で廃プラスチックを燃やすにはまだ温度が低いです。温度が低いとダイオキシンなどの問題が出てきますので、もっと温度を上げてやらないとうまくいかないと思います。

これは日本の工場ではありませんが、外国で最新鋭の工場なのでダイオキシンは出ませんと言っていて、実際に廃プラスチックを燃やしました。しかし、残りかすをピットの中に移したときにタイヤが燃えきらずにそのまま残っていたという工場もありましたので、データを逐次とり、それをチェックする機関があれば大丈夫ではないかなと感じました。

【岡島会長】

心配事を解消するように、説明をしっかり行う。横浜市も700回も説明会を実施したそうなので、同じように江戸川区でもやってほしいですね。

それから、今田口さんが言ったように情報公開ですね。常に役所もしくは清掃工場は、責任を持ってチェックする。この体制は信用していいと思います。そして、それをまた区民がチェックできるようにしておく必要があります。清掃工場の職員もダイオキシンが出ているのに、その中で働くのは嫌でしょうし、毎日一生懸命にチェックをします。

それでは稲宮さん、どうぞ。

【稲宮委員】

清掃工場の排ガス測定についてですが、江戸川清掃工場には操業協定値がないというか、データで見ると自主規制値になっていますが、その理由を教えてください。

【事務局（深津課長）】

確かに、江戸川清掃工場においては操業協定が結ばれておりません。都内にある工場の中で操業協定を結んでいないのは江戸川清掃工場だけです。他の清掃工場はすでに住民が生活している地域に建設するということで、地元の方との話し合いの中で操業協定を決めてから建設工事に入ったと聞いております。江戸川清掃工場については地元の皆さんへの説明などはあらゆる段階で行っておりますが、今の段階では操業協定がない工場でございます。

【岡島会長】

操業協定ではない自主規定でも、他の工場の操業協定と同じような効果があるわけですね。

【事務局（深津課長）】

はい。今ホームページ等で公開している数値は自主規制値ですが、数値的には安全であると聞いております。

【岡島会長】

はい、わかりました。

もう時間がなくなってきたので、まだご発言されていない都丸さんから一言ずつお話をいただきたいと思います。時間が余りましたら、まだご意見がある方はご発言ください。

それでは都丸さんからお願いいたします。

【都丸委員】

可燃ごみのことですが、ここでの焼却というのは100%焼却ということでしょうか。江戸川の場合、例えば量は少ないですが堆肥化しています。そういう数値は加わってくるのでしょうか。

【事務局（深津課長）】

ごみとして出てきた数値で分析しております。都丸委員さんがおっしゃったように生ごみの堆肥化が多くなれば、ごみとして出てくる量が減ることになりますので、数値的には全部落ちることになります。

【岡島会長】

ここでは出されたごみの分析なので、出される前に分けて堆肥化などをすればこの数値には入ってこないということですね。よろしいですか。

【都丸委員】

そこで区の方針として、ごみとして出される前にもう少し大量に生ごみを堆肥化するなどの減量施策を実施していくことは考えられないかなということですが。

【事務局（深津課長）】

ごみダイエットプラン（一般廃棄物処理基本計画）にもあるようにごみの20%減量という目標がございますので、サーマルリサイクルと並行しながらごみ減量については取り組んでいくこととなります。

【岡島会長】

この資料3というのは燃やす場合だけで、全体のごみの話はまた別の話になりますか。

【事務局（深津課長）】

こちらの資料は燃やす場合の環境評価の影響値を表しているもので、すべてのごみをシュミレーションしたものではありません。

【岡島会長】

それでは松川さん、お願いします。

【松川委員】

江戸川区がこの資料の案2で実施していく場合の話です。今、私たち主婦は不燃ごみ

を捨てる段階では1つのビニール袋に何でも入れてあります。今後、案2のようになりましたときは700回という横浜市の話が出ておりますが、説明が非常に重要だと思います。現在の分別方式になりましたときに、私たちは町会会館などに集まり、分別の仕方などを事細かに説明していただいた記憶があります。そしてその説明により、分別がうまくいったという経緯があるんですね。この案2を進めていく場合にはあらゆる方向から検討していき、実施のときにはきちんと説明をしていただきたいと思います。私としてはプラスチックを燃やすことにはすこし不安がありますが、案2のようにできれば理想的だなとも思っております。

先ほどごみ減量の話が出ましたが、先日私どもの町会で「生ごみリサイクル講習会」をやっていただきました。たった30人の集まりでしたが、講習会終了後の反応がすごくいいんですね。町会の中で私が歩きますと、「堆肥化をやっているわよ」という声がかかります。本当に小さな単位なので生ごみの減量としてはわずかだと思っておりますが、こういう努力が大事なかと今、実感しています。

【岡島会長】

そのような活動は広がっていきますからね。

【松川委員】

はい。生ごみの堆肥化を広げていくことも一つの方法かなと感じております。また、サーマルリサイクルによって分別方法が変わった場合にも、生ごみの堆肥化のように小さな単位で説明していかないと協力してもらえないと思いました。

以上でございます。

【岡島会長】

ありがとうございました。

松田先生のお話にあった環境省の容器包装廃棄物排出抑制推進委員というような方がやはり地域で必要になってきますね。これは江戸川エコセンターでどんどん養成して、そういう方に免許などをあげる。その推進委員の方が核となって、熱心にいろいろとやっていただけるといいですね。だんだん難しくなってきますね。

【松川委員】

そうですね。今現在、私の町会にも環境推進委員という役職の方が2、3人おります。町会単位で排出抑制推進委員のような方がいればいいかなと思います。

【岡島会長】

そうですね。ここまで来ると皆さんの協力がないとできませんからね。

【松川委員】

そうですね。江戸川区でいう「地域力」が一番のカギになると思います。

以上です。

【岡島会長】

ありがとうございました。

岡部さん、お願いします。

【岡部委員】

私としては第3案の廃プラスチックをすべて資源化することが理想的だと思います。しかし、とてもそこまで分別できないというのが現実だと思います。また平成20年4月からは区内全域でペットボトルの集積所回収を行うということなので、松川さんのおっしゃいましたように広報活動、つまり足しげに説明会を実施して皆さんにわかってもらう必要があります。私のまわりの人に「広報えどがわ」を見ているか聞いてみると、見ないで捨てている人が多いです。せっかくあれだけのものをつくっていただいているのに、区民の関心は薄い印象があります。その辺のところを踏まえて、足しげに細かく広報活動をしていくことがプラスチックの分別を実践するためには一番必要だと思います。テレビコマーシャルではないですが、せっかく江戸川区にはケーブルテレビがありますので、その辺を大いに活用していただければと思います。

以上です。

【岡島会長】

廃プラスチックを回収する上で一番大きな課題はどのように区民の皆さんに伝えるかというご意見でした。その通りですね。

牧野さん、先ほどは説明だけだったので何かご意見はありますか。

【牧野恵一委員】

資料1-3の(3)処理方法のシュミレーションのところ、表の中に可燃ごみは「焼却」と書いてありますが、これも「資源」という表記にしたほうがいいと思います。可燃ごみも当然サーマルリサイクルに含まれますので、全部を資源としたほうがいいと思います。ここでは先ほど会長、副会長がおっしゃったとおり、容器包装以外のプラスチックをどの程度資源回収に入れるかどうかの検討かなとは思いました。

【岡島会長】

この資料は他の区がつくったものなので何とも言うことができません。参考資料として考えていただければと思います。

【牧野恵一委員】

この資料を見る限りは十分できるのではないかなと思います。

【岡島会長】

そうですね。考えてみると可燃ごみをサーマルに入れるのは当然の話ですよね。可燃ごみをこの表に入れるのだったら、何か別なものを入れたほうがいいですね。そうしないと都丸さんがされたようなご質問になってきます。

続いて松本さん、お願いいたします。

【松本委員】

にわか勉強なのですが、千代田区にも一般廃棄物減量等推進審議会というものがあるんですね。この審議会が平成17年の1月11日にある答申がありました。この答申の一部

を少し読んでみますと、「現在プラスチック（一部のペットボトルと食品用発泡スチロール）を除き、不燃ごみとして埋立処分をしている。プラスチックは貴重な石油からできており、可能な限りマテリアルリサイクルを進める必要がある。また不燃ごみとしての埋立は処分場の大きな負担となっている。今後はマテリアルリサイクルの困難なプラスチックについてはサーマルリサイクルを検討すべきである。その場合、意義や環境負荷等について、十分区民に説明を行いコンセンサスを得ていく必要がある」というように答申されています。ここでの答申は先進的なものではなく、我々が現在審議しているテーマと全く同じようなものでございます。

また、廃棄物発電というのは、太陽光発電、風力発電と同様、新エネルギーとして位置付けられているので非常に期待度も高いわけですね。先ほどからの話にもありましたが、サーマルリサイクルによる大気汚染、ダイオキシンやCO₂の発生などは当然考えていかなければいけない問題です。しかし、もっと前向きに考えまして、こういうエネルギーをどんどん活用していく。とにかくペットボトルは今の生活に密着しており、よくこんなに製造されて使われていると思うぐらいあります。容器包装以外のプラスチックの処理についても、より良い方向に向かっていくために官民一体となって努力せざるを得ない歴史的環境にあると思っています。より良い環境にするためにも、この審議会では区民のコンセンサスを得るためにプラスチックをどのように回収していけばいいかを考えていきたいと思います、この審議会の意義もなくなると思います。

先ほどからサーマルリサイクルについて心配であるというご意見が多く聞かれました。もちろん、心配なことはありますけれども、それをどうすれば横浜市のように乗り越えていけるかということに審議の焦点を移していくべきではないかなと感じました。

以上です。

【岡島会長】

ありがとうございました。

それでは岡部さん、まだもう1つ審議があるので、質問がありましたら手短かにお願いします。

【岡部委員】

松田先生にご質問があります。先ほど容器包装リサイクルについて努力をして浮いたお金を企業側と自治体で分けるというお話を伺いましたが、私は本来、製造元がこの責任を持つべきだとは考えております。しかし、世の中の流通機構からも、そういうわけにはいかないと思います。昔はビール瓶や牛乳の瓶をお店に持ってくれば10円でもお返ししましたよね。多少原価が高くなりましても、ペットボトルでも1個持ってくればお金が戻ってくるようなお話は出てきませんでしたか。

【岡島会長】

デポジットですね。

【松田副会長】

デポジットの話題も出ましたけれども、容器包装リサイクル法の役割分担の見直しという議論を優先しました。デポジットについては、サッカー場、野球場などの集団でやるイベントで市民の活動としてこれからさらに広がっていくと思いますが、政策的な動きはもう少し先になると思っています。

【岡島会長】

デポジットは法律を待たないで、どんどん地域でやってもいいですね。

それでは深津課長、審議会の改選についてのご説明をお願いいたします。

【事務局（深津課長）】

議会選出の委員さんは別でございますが、議題にもございまして、16年8月にこの審議会の委員になっていただきました。この7月で2年の任期が終了いたします。そこで審議会の改選についてですが、本審議会は事業者団体、住民団体から団体推薦により委員になっていただいた方々と、公募により委員になっていただいた方で構成されています。これから改選期を迎えるわけが、今ご議論いただいているサーマルリサイクルが平成20年という1つの節目を迎えることとなります。約2年後となります。

平成20年に至るまでには、さまざまな貴重なご意見を審議会からいただかなければならないと私どもは考えております。そこで原則として再任いただくという方向で考えたいと思いますが、よろしいでしょうかということでございます。ただ、推薦母体の関係や他のご事情もあるかと思っておりますので、もしそういうことがあるようでしたらお申し出いただきたいと考えております。私どもは原則として、今の審議会委員の皆さんでさらに議論を深めていくことが一番いいのかなと考えているところでございます。

【岡島会長】

再任についてですが、なるべく入れ替えた方がいいという意見もあるかと思っておりますけど、それに関してはいかがですか。

制度として、再任せずに新しくしたほうが良いというご意見があれば言っていただければと思います。なければあとは個人の事情ということになります。ここで決定というわけではありませんが、原則再任するというで考えたいということです。体が調子悪いとか、旦那さんや奥さんが反対するとか、個人的な事情があれば事務局とご相談していただくことにして、原則論としてはよろしいですか。

（一同了承）

田口さんや牧野さんたちは団体推薦なので交代する場合もあるかもしれないし、他の方も町会長をやめてしまったから別の人にしてほしいということもあるかもしれません。それは個々にご相談していただいて、原則として平成20年7月までということで、あと2年間お付き合いください。松田先生も大変ですけども、ここまで踏み込んでしまったから、ぜひお願いいたします。平成20年でサーマルリサイクルの仕組みをつくって、その後は審議会委員を一新するのもいいと思います。

そういうことで、あと2年、皆さんのお力をお借りできればと思います。稲宮さんは

議会のほうで交代になるかもしれませんが、原則、皆さん留任していただくということでよろしいでしょうか。

(稲宮委員、了承)

それでは原部長、原則留任ということよろしいかと思ます。

それでは事務局から事務連絡はございますか。

【事務局(深津課長)】

本日はサーマルリサイクルについていろいろなご意見をいただきました。分別品目につきましては、前回お示したカラーの資料を基本として、今日のご議論を整理させていただきたいと考えております。これからはサーマルリサイクルのPRも必要となりますので、5月20日号の「広報えどがわ」で特集を組む予定でございます。その特集については今日の審議も踏まえた上で記載をさせていただきたいと考えております。ただ、細かい分別品目については、本審議会でご結論をいただいたとは考えておりません。私どもとしては改めて審議会でご議論をしていただき、そこでのご意見を参考にして分別品目の最終決定をしていきたいと考えております。

それで次回の審議会でございますが、6月もしくは7月ぐらいの開催でスケジュールを調整させていただきたいと考えております。

それから今回、机上にお配りしてございます前回の議事録でございますが、お目通しいただきまして、「私はこういうふうには言っていない」ということがございましたら、4月28日の金曜日までにご連絡ください。その後、加除訂正をしたものをホームページに掲載させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

【岡島会長】

ありがとうございました。

長時間にわたり、委員の皆様、ありがとうございました。これで本日の審議会を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

了